

学校いじめ防止基本方針

沖縄県立泡瀬特別支援学校

1 いじめ防止対策の方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

ア. 基本的な考え方

○いじめはどの子供にも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

イ. 措置

- いじめ防止対策推進法を児童生徒、保護者に周知する。
- 差別的発言や児童生徒を傷つける発言等教職員の不適切な発言や、体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎む。
- 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、児童生徒一人一人に自己有用感を高める。
- 児童生徒の自発的な活動を支援する。
- 年間計画に基づき、すべての学級を対象に、適宜、道徳や学級活動等でいじめ等に関する指導を行う。

② いじめの早期発見

ア. 基本的な考え方

- いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。

イ. 措置

- 毎月一回の「学部・学年ケース会」において学級担任や教育相談係で情報交換を行い、いじめの実態把握に取り組む。
- 児童生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- 保護者からの教育相談を随時行い、情報収集に努める。

③ いじめが発生した際の対処

ア. 基本的な考え方

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

イ. 措置

- いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止の組織」に直ちに情報を共有する。
- 組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って、県教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- いじめられた児童生徒、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- いじめた児童生徒へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- いじめた児童生徒の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。

(2) いじめ防止の組織

① 名称及び組織構成等

泡瀬特別支援学校いじめ防止委員会

② 構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、部主事、コーディネーター、生徒指導担当、養護教諭
必要に応じて、関係教職員、外部有識者等を委員とする。

③ 役割

ア. 学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正

イ. いじめの相談、通報の窓口

ウ. いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化

エ. 緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

(3) 重大事態への対処

生命・心身に重大な被害が生じた疑い（児童生徒の自殺の企図等）や相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

① 重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡、報告を行う。

発見者→担任→部主事・生徒指導担当→教頭→校長→教育委員会

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する学校いじめ対策組織を招集する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④ 心身に重大な被害を受けたと想定される場合は、カウンセリングを設定する。

⑤ 調査結果を、教育委員会に報告する。

⑥ 調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(4) 公表、点検、評価等について

① 基本的な考え方

ア. いじめ問題を隠蔽しない。

イ. 学校いじめ防止基本方針が、機能しているか、点検、評価を行う。

・ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。

・いじめに関してのアンケートチェックを行い、改善に取り組む。

・日常の観察、児童生徒からの訴え、連絡帳による訴え、個人面談、保護者面談等からの情報を得て、改善を図る。